

質疑応答 2

ここからは、劇場法に係わる質問に移らせていただきます。

「劇場法及び指針について」の質問

Q ; 地域間の文化格差是正は劇場法前文にも記載されていますが、指針には具体策が明記されていません。今回の法整備がどのように地域格差是正に役立つ可能性を持つかを教えてください。

A ; 例えば平成25年度から実施しております劇場・音楽堂等活性化事業の中では、ネットワーク構築支援のメニューを設けております。このネットワーク事業は、東京都以外の道府県において行う公演に対して支援をする形になっており、地方の文化施設で行う公演に対して国も積極的に支援していきたいと思っていますところです。来年度26年度の国要求においても、法律の趣旨等を踏まえ、地域間の文化格差の是正につながる取組の充実を検討して参りたいと考えております。

Q ; 文化芸術に関する法令で、文化芸術振興基本法、劇場法以外に内容を理解しておいたほうがいいものがありますか。それから劇場法施行後、それにそった条例を既に作成したもしくは作成に動いている自治体はありますか。あるとしたらどこですか。指定管理、適切な期間はどれくらいだと考えますか。劇場法および指針を進めるならば、指定管理制度を見直す予定はありませんか。

A ; 内容を理解しておくべき文化芸術に関する法令については、劇場、音楽堂等の関係であれば、やはり文化芸術振興基本法と劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の2つだと思います。ほかには、例えば指定管理者制度であれば地方自治法なども関係してまいります。

劇場法施行を踏まえた条例作成の動きについては聞いておりません。なお、指針にも設置者が運営方針を定めるとありましたが、それを踏まえた運営方針策定の動きとしては、熊本県が指針の施行を受け、県立劇場の運営方針の策定作業を進めていると聞いております。近々パブリックコメントにかけ、来年冒頭の議会で指針を定め、かつ県立文化施設条例もそれに合わせて改正するという事を聞いております。我々が把握している限りでは、熊本県が恐らく全国で最初の運営方針策定の動きではないかと思えます。

指定管理の適切な期間については、一概には申し上げにくいところですが、指針にあるように、人材育成、事業の継続等の観点では、例えば今日ご発表のあった3館は本当に息の長い事業をされているわけですが、もし指定管理者がコロコロ変わってしまうとそうした取組もままならないということが現状としてあると思えますので、各自治体の状況に応じて人材育成とか質の高い事業をやっていく上、ここが必要だな、ということ考えた上で期間を設定していただきたいというのが文化庁のスタンスです。今後どのくらいの期間が適正なのかについては、これから色々な話を聞かせて頂いて、文化庁の中でも考えていきたいと思えます。

指定管理者制度の見直しについても、なかなか難しいところがございます。指定管理者制度は国の制度として総務省が所管している制度です。

文化施設、劇場、音楽堂等に限らず諸々の公共施設に一律に導入されている制度であるため、文化施設や劇場、音楽堂だけを外すというのはなかなか難しいところです。一方で、国としては、指定管理者制度は、「安かろう悪かろう」を是とするための仕組みではなく、本来は施設管理の質の向上と、コストの低減の両立を期待しています。この趣旨について、全国の自治体に周知できればと思っていますところです。皆様から地方の文化施設における指定管理の現状をお伝えいただければ、総務省にもお伝えすることができますので、積極的に教えていただければ

ば幸いです。

司会 ; ありがとうございます。ちょっとコメントを挟ませてください。古賀さんにもお伺いします。

ここで文化芸術振興基本法とか劇場法という国の法律ができ、その後、地域、都道府県や市町村で条例を作る動きはまだそんなに目立ってはいないものの、いろいろ古賀さんにも相談があると思います。私も多少関わっていますが、指定管理者制度の運用とは別の話のようですが、これ両方(条例作成の動きも)あったほうがいいのか、と最近思っています。

指定管理者制度は、公の施設を対象としたものすごく大きな範囲の法なので、文化施設のことだけを考えて指定管理者制度を変えることはまずありえないのではないかと思います。一方でそういう法律の目的に沿う運用ということを考えなければいけないと同時に、じゃあ「我々の市の、県の文化振興はどうあるべきか」ということもきちんと合意を得て、それでホールや劇場が運営されなければならないという気がしますが、古賀さん、如何ですか。

古賀 ; そうですね、やはり設置者が何を考えているかをきっちりと纏めておくこと、それができていれば指定管理者制度は使いようがあるのではないかと思います。文化施設にとっては、いい制度だと私には思えない点もありますが、その範囲内で上手に運用している所もあるわけですから、「この地域、この町での文化振興はどうあるべきか」という話がきっちりできていれば、使いこなすことはできるのではないかと考えています。

司会 ; はい。そのような気づきがあるといいなあと思っていたところでした。

Q ; 劇場、音楽堂等活性化事業について、補助金の交付を希望する場合、あらかじめ文化庁に相談の上、申請したほうがよいのでしょうか。

A ; 申請書の書き方を含めて事前相談いただく例はあります。申請にあたって、記載いただきたい内容等について、適時助言することはできると思います。

例えばまず県にご相談いただき、県からまとめて文化庁にご相談していただいても構いませんし、施設から直接文化庁にお問い合わせいただいても構いません。文化庁のホームページにも応募方法やお問い合わせ先を載せています。

Q ; 国が取り決めたこのような劇場法やその指針など、地方公共団体にどのように伝達されていますか。また各市町村では運営計画の策定、文化振興条例など制定しているところもあるようですが、私共ではまだ制定していません。助成や補助金を受けるには条例やプランが出来ていないと申請はできないのですか。

A ; 地方公共団体への伝達については、指針を策定した時点で全国に通知したところですが、指針の趣旨等が全国に十分に周知されるよう、本日のような機会を出来るだけ利用してお話しているところです。本日までご参加いただいた皆さまにおかれても、本日もお話しさせていただいた内容を是非近隣の市町村等にもお伝え頂ければ幸いです。

文化振興条例やプラン等が制定されていなくても補助金の申請は可能です。まだ制定されていないところもございますが、文化芸術振興基本法や劇場音楽堂等の活性化に関する法律、また同指針の趣旨を踏まえれば、文化芸術振興の根拠となる条例等は有ることが望ましいと思います。

次に、子供たちの教育に係わる質問に移ります。

Q ; 全国の学校教育現場において、子供たちが芸術教育を受ける機会がなくなっているのではないのでしょうか。

A ; 難しいところです。自治体によりけり、といえる面もあります。自治体の財政が豊かだった頃に比べ、文化芸術関係の教育予算をなかなか維持できず、減らされている自治体もあると思います。

一方、国でも子供の文化芸術体験機会を充実するため、芸術家の派遣、芸術団体の巡回公演を行う委託事業も実施しています。全国レベルで見れば、芸術体験機会は近年 概ね横ばいの状況ではないかと思えます。とはいえ、まだまだ現状としては義務教育期間中、全国平均で1回少々ぐらいしか文化芸術体験の機会を確保できていないので、国としても少なくとも2回、例えば現代系のもの1つと、伝統系のもの1つ程度は義務教育期間中に体験してもらいたいと思っており、そのための予算の充実を図りたいと考えております。

各自治体におかれても、子供の文化芸術体験機会の充実に積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

Q ; 自分の市では、子供たちへ日本の伝統文化を継承してもらう為の2つの事業、「先生達に伝統文化を伝える事業」と「伝統文化の出前事業」が行われているが、学校が忙しく受け入れが難しいと聞く。このような観点で、文化庁と文科省の連携は今後期待できるのですか。

A ; 私の知る限りで申し上げますとは、伝統文化に限らず文化関係の出前事業では学校との連携が難しいという話を聞いています。近年学校への期待の高まりなどから、学校の先生方の多忙化が進んでいると聞いております。

学校との連携については、先生方が忙しくても、例えば学校を設置している教育委員会では、この学校の校長先生はこういうことに熱心だとか、こういう力があるとか、そういった情報を多く持っておりますので、まず市町村教育委員会に相談することもひとつの方法だと思います。また、文化庁や都道府県に相談していただいて、文化事業を実施することで学校にどのようなメリットがあるのか、どのような取組が効果的かなどを聞いていただければ、学校と交渉するうえでひとつの参考になるのではないかと思います。

文部科学省と文化庁の連携についてですが、文化庁が現在、子供の文化芸術体験事業を実施しておりまして、このなかで芸術家の派遣や芸術団体の巡回公演を行っていますが、このメニューの中に学校教育でやっていただくものもあり、そうしたなかで文部科学省本省とは連携しながら取り組んでおりますが、確かに学校現場では難しいところもございますので、今後とも文部科学省と情報の共有をしっかりと行ってまいりたいと思えます。

Q ; 劇場・音楽堂等活性化事業の中で、子供の芸術体験プログラム、特に学校へのワークショップに活用する際、どんな風にその事業を利用するのがベストなのでしょう。

A ; 色々なことが考えられると思います。劇場、音楽堂等でこれまで行われていたような公演鑑賞も一つの方法ですし、あるいは劇場、音楽堂等の側から実際に学校に行って例えば先生や子供たちも一緒になって芸術体験をってもらうワークショップなども一つの方法ではないかと思えます。これら以外にも、様々な出張公演やバックステージツアーなどが考えられるかと思えます。

ワークショップを通じて、例えば、あまりクラスで目立たなかった子が、ワークショップの中で何かの役割を与えられ、スポットライトを浴びて「あ、何々ちゃん凄いね」とか、「何々君こんなこと上手だったのだ」とか注目が集まって、その子が少しクラスに馴染んだとか、そういうお話も耳にします。先生方は子供がいかにより良く育つかというところに関心を持っていますので、ワークショップを通じて子供たちにとってのメリットが先生方に伝われば、学校の現場の方の理解の促進につながるかと思います。

司会 ; ありがとうございます。

これだけ劇場・音楽堂活性化事業とか、文化庁全体の予算獲得に、このように頑張っていることを心強く思いますが、子供という切り口で予算があるといっても、それがどういう切り取り方の子供に対する事業なのかというのがよく見えない、単にメニューが増えたというふうに見えるのです。だから子供を対象としたコミュニケーション教育事業といった事業は今までもあって、それと劇場・音楽堂活性化事業の中で、子どもの取り組み事業もメニューが増えたなあと思います。それは内容が多分同じであっても何を目的としているのかが問われるというわけですね。だから子供たちのコミュニケーション能力をもっと高めようという目的でワークショップをやるとか、それとも劇場とかホールをこれから担ってくれる人材を子供のうちから育てようとしてやるのか、同じにしても多分目的が違ってくるべきだろうし、それを嫌な言い方も知れませんが、皆さんの活動の中でうまく使い分けるといえるのか、これは私達の活動目的に合致しているからこういう助成にトライしようという風に考えるといいのではないかと思います。古賀さんもいろいろなことをしていってらっしゃるでしょう。コミュニケーション教育とか。

古賀 ; そうですね、私も NPO で12年ぐらい前から小学校ですが、アーティストさんと一緒に体験型の授業をやってきました。その経験からいうと、「学校は忙しくて、良いのは分かっているけど出来ない」と言うのが現状ですから、そこは理解した上で行かないと無理だと思います。私も犬のように追い払われて、泣いたこともありました。最初はそんな風でしたが、今はだいぶ変わってきたと思います。例えば伝統芸能系とか、今、久留米市さんのお手伝いをしていますが、能や狂言が人気で、毎年、回数多く学校から「来て欲しい」という要望があります。先生方ご自身がよくご存知ないのが現状で、外部の力を借らないと教えられません。

国語の教科書の中に柿山伏（かきやまぶし）が載っているから狂言の授業で「実際に現物を体験してみてもは」とか、日本史の室町時代に能が文化として出てくる「お能とは一体どんなものだ、ということを感じては」というように、元々の教科書に載っていることに絡めて文化とか芸術を学校に導入させるかというプログラムを提案してあげると、比較的先生方は受け入れてくれるかと思います。

負担を増やすのではなく最小限に抑えて、コーディネートする人が、出来るだけいい形でアーティストさんの想いを学校教育の中に馴染むようにしてあげるような工夫があれば、まだまだ入れる余地はあると思うので、諦めずに、相手が忙しいということを前提にトライしていただければと思います。

司会 ; はい、ありがとうございました。3つの事例報告に対して、そして劇場法に対してのご質問に、それぞれ丁寧にお答え頂きありがとうございました。分かり易かったです。

一日を振り返り、少し古賀さんとコメントしたいと思います。

私から、情報を共有し、お互いに高め合うこういう機会はいいなあと思いました。これを続けていくことが大事だと思います。

北九州の佐藤さん、25年前に始まった当初のボランティア達の写真をみて、みんな若かったなあと思うだけでなく、この25年間でどれだけの蓄積とか財産があったのかを自覚し確かめていくということは時々あったほうがいいですね。それは時間軸の振り返りとか、未来を見ていくということだと思います。25年間でここまで来たのだから、あと25年後はこのように成長したいと描けるようになるといいと思います。

次に横のつながりも必要ですね。地域間で、「筑紫野市さん頑張っているねー」とか、「サザンクスすごいねー」と、「こうして顔を合わせて何かまた一緒に勉強させてくださいよ」とか「今度飲みに行こうよ」みたいなことが起こるといいなあと思っています。

最後に、本日の運営に当たられた、NPO 法人文化ボランティアとびうめの会さんには、すごく丁寧なサポートして頂き本当にありがとうございました。

では古賀さんどうぞ。

古賀 ; 劇場法の指針の説明を伺って、改めて、その制度とか法令を元にした施策というのはある程度出されているので、あとは私達の側、地方の側が、それをどのように活用していくかという知恵が求められているのですね。本日いろいろな情報を頂いたのですから、「じゃあうちの町では、うちの劇場ではここが使えるのではないか」という所を見つけて頂きたい。そのためにもクリエイティブな発想が求められます。「うちはこう使いたい」というような発想が求められるけれども、よそはどうしているのかも知りたいですね。しかし県外へ研修に行くだけの予算がないっていうところもあります。だからこのように県内で情報をもらえる、こういった場が必要ですね。いろいろ手を替え品を替えながら続けていく必要があるのではないかと思います。

大澤 ; はい、ちょうど時間になりました。今日ご登壇頂いた久保田さん、手島さん、佐藤さん、ありがとうございました。そして文化庁から来ていただいた中村さん、ありがとうございました。古賀さん、ありがとうございました。